

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

2024年10月10日
(世界死刑廃止デー)

法務大臣 牧原秀樹 様
内閣総理大臣 石破 茂 様

死刑の執行を停止し、死刑制度廃止に向けた法改正を要請します

私たちはキリスト教の信仰に立って、神によって創造された全ての人のいのちとその尊厳を守るため死刑制度の廃止を願い、これ迄歴代の法務大臣に死刑制度に関する議論を尽くすよう要請すると共に、法改正が成される迄、死刑の執行を停止するよう強く求めて参りました。

アムネスティ・インターナショナル日本によると、2022年末現在、世界199か国・地域のうち死刑制度を廃止・停止している国は144か国で、死刑制度がある国・地域は日本を含め55か国です。韓国は事実上死刑を執行しておらず、アメリカではすでに約半数の州で死刑制度が廃止され、連邦レベルでの執行も停止されています。OECD加盟国でみると、国全体として死刑を執行し続けているのは日本だけです。執行を停止している国を含め、廃止国が存置国を大きく上回る今、死刑制度の廃止は国際的な潮流です。

また、日本政府は2022年11月に国際人権（自由権）規約委員会から、「死刑制度の廃止を検討し、死刑制度廃止に向けた世論喚起や死刑制度廃止の必要性に関し国民に周知すること」などが勧告されています。法務省は世論調査における国民の支持を死刑制度存置の根拠にしていますが、死刑制度の存廃は世論や国民感情によって決定されるべきものではなく、いのちの尊厳や人道的な見地に立って決定されるべきものです。日本政府は今、国民感情や世論調査にとらわれることなく、死刑制度廃止に向けた強いリーダーシップが求められています。

死刑は、国家の名のもとに人のいのちとその尊厳を奪う殺人です。牧原法務大臣には、決して死刑執行の決断をしないこと、そして、国会や政府、国民間で議論を深め、死刑制度の廃止に向けた一日も早い法改正を実現するよう強く要望致します。

日本聖公会 正義と平和委員会

委員長 主教 フランシス 長谷川清純

日本聖公会 管区事務所

総主事 司祭 エッサイ 矢萩新一